

令和 7 年度

事 業 概 要

(令和 6 年度 事業 実績)

子どものこころサポートプラザ

目 次

第1部 子どものこころサポートプラザの概要 -----	1
1 センター長あいさつ -----	2
2 基本理念・基本方針 -----	3
3 整備経過 -----	4
4 施設配置 -----	5
5 令和6年度の主な取組内容 -----	8
① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議 -----	9
② プラザ内連携による取組内容 -----	23
③ 地域連携による取組内容 -----	29
④ 職員の地域での活動状況等 -----	53
⑤ 施設見学対応 -----	64
第2部 各施設の事業概要 -----	65
1 中央児童相談所	
2 こころの発達総合支援センター	
3 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
4 特別支援学校うぐいすの杜学園	

第1部

子どものこころサポートプラザの概要

1 センター長あいさつ



発達障害（神経発達症群）、不登校、児童虐待は、相互に関連する病態生理を有しており、近年急増している現状が報告されてきています。このような社会背景のもと、心のケアを必要とする子どもや安心して子どもを育てられる環境づくりのため、医療・心理・福祉・教育を一括して提供でき、さらに全県的なネットワークを構築できる総合的な拠点として「山梨県子どものこころサポートプラザ」が2020年4月に開設して5年経過しました。当プラザは、医療、福祉、教育支援、生活指導の4分野の機関が一体で支援する仕組みが特徴で、児童精神・小児神経科医による専門診療と、心理師、福祉司、保健師、看護師、言語聴覚士による心理検査・カウンセリング・グループ指導、さらに特別支援教育が受けられます。

プラザにおける4施設は、こころの発達に関して個別指導や地域連携を行っている「山梨県立こころの発達総合支援センター」、子どもの福祉に関する相談や一時保護、措置入所等を担う「山梨県中央児童相談所」、治療的に配慮された日々の生活支援を基盤に、心理治療、家族支援、医療支援、教育現場との連携を通じて、学校や社会に適応するための総合環境療法を行う「山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜」と、心理治療センターに入所・通所する子どもを教育面からサポートし、さらに地域の学校を訪問・研修支援する「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園」で構成され、それぞれの施設がプラザ内連携と地域連携事業を展開しています。

プラザの理念は、発達障害（神経発達症群）児者、不登校児、被虐待児が各ライフステージにおいて一貫した支援が身近な地域で行われることであり、その理念のもと個別支援と地域支援効果があげられるように、積極的な取り組みを進めて参ります。今年度は各施設の地域連携に関する概略図に加え、施設内連携の概略図を作成して紹介しておりますので併せて御覧下さい。

令和7年4月1日

山梨県総合県民支援局参事

子どものこころサポートプラザセンター長

山梨大学名誉教授 **相原正男**

2 基本理念・基本方針

山梨県子どものこころサポートプラザ

基本理念

子どものこころのケアに係る総合拠点として、子どもの権利を守り、常に専門性を磨きながら、一人ひとりの子どもへの迅速で手厚い一貫した支援を展開していきます。また、地域社会の理解と支援を頂きながら、安心して子どもが生まれ育つことができる環境の実現に努めます。

基本方針

- 1 私たちは、児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子どもたちへのいかなる差別や暴力も許さず、一人ひとりの子どもの存在を尊重して最善の利益を追求します。
- 2 私たちは、子どものこころのケアに係る総合拠点としての役割の中で、専門性の向上を図り、職員間の連携を深めて、子どもへの支援がより効果をあげられるよう最善をつくします。
- 3 私たちは、子どもと家族など、子どもの周囲の人たちや地域の関係者とのつながりを大切にし、地域における効果的・効率的な支援を展開します。

3 整備経過

- 平成28年5月 「発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会」及びワーキンググループを設置
- 平成28年5月、8月、11月 基本構想策定委員会開催
- 平成28年9月 県議会において、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、中央児童相談所を一体的に整備することを表明
- 平成28年11月 『子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)整備基本構想』策定
- 平成28年12月 県議会において、甲府市住吉地内(現在地)での整備、平成31年度内完成を目指すことを表明
- 平成29年7月、平成30年3月、平成31年3月 開設準備委員会開催
開設準備委員会の検討を踏まえ、ワーキンググループで課題を検討(医療連携WG、地域連携WG、医療・福祉施設連携WG)
 - ・令和元年8月、12月 医療連携WG開催
 - ・令和元年7月、10月、12月 地域連携WG開催
 - ・医療・福祉施設連携は序内で実務的に検討
- 平成29年3月～平成30年3月 基本設計、実施設計
- 平成30年10月 起工式、建設工事着工
- 平成31年3月 名称公募
- 令和元年5月 総合拠点、児童心理治療施設、特別支援学校の名称を決定
- 令和2年3月 建設工事、外構・植栽工事等完成、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センターが福祉プラザ内(甲府市北新)から移転
- 令和2年4月 『子どものこころサポートプラザ』として業務開始



「山梨県子どものこころサポートプラザ」のご案内

4つの施設を一体的に整備した全国初の総合拠点

(住所 * 甲府市住吉2-1-17 (甲斐住吉駅から徒歩3分))

県では、心のケアを必要とする子どもを支援するため、「山梨県子どものこころサポートプラザ」を中心に全県的なネットワークを構築し、医療、福祉、教育等を統合した、高度で先進的なサービスを提供していきます。

こころの発達総合支援センター (発達障害者支援センター)

電話 055-288-1795 (新規専用ダイヤル)
055-288-1695

心の問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある方々の様々な相談や専門医による診療等を行います。

利用案内

- 利用できる方
心の問題 0歳～18歳未満
発達障害 0歳～成人まで
- 利用方法
面接相談及び診療は完全予約制
- 相談・診療場所
甲府クリニック、都留クリニック
- 費用
相談は無料です。
診療については医療費がかかります。

中央児童相談所

電話 055-288-1561
虐待対応ダイヤル「189」(24時間対応)

子どもの福祉に関する専門的な相談対応や市町村支援等を行うとともに、必要な場合は子どもを一時保護します。

利用案内

- 対象
0歳～18歳未満
- 相談できること
養護(虐待・その他)相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談
- 相談方法
あらかじめ電話でお申し込みください。
相談日時を予約させていただきます。

【富士・東部地域の相談先】
都留児童相談所
(電話 0554-45-7838)



子ども心理治療センター うぐいすの杜

電話 055-288-1552

心理的な要因で家庭や学校に適応できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など社会生活に適応するための支援を行います。

利用案内

- 対象
小・中学生
- 定員
入所30名、通所15名
- 利用期間
数ヶ月～2年程度
- 利用方法
児童相談所による措置が必要です。

特別支援学校 うぐいすの杜学園

電話 055-288-1628

「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に入所・通所する子どもが通学しており、小学部と中学部があります。
教科等の学習と併せて、一人ひとりの状態に応じた学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。





交通案内

甲府バイパス(国道20号線)の「中小河原交差点」を甲斐市方面から左折(笛吹市方面から右折)し、約0.6km(約1分)

甲府駅南口バスターミナル3番乗り場から「小瀬スポーツ公園」行きに乗車し、「甲府職業安定所」で下車(約16分)、徒歩1分

JR身延線
電車 甲斐住吉駅から徒歩3分

山梨県 子どものこころサポートプラザ

〒400-0851山梨県甲府市住吉2丁目1番17号
TEL: 055-288-1560 FAX: 055-288-1574

山梨県中央児童相談所	TEL:055-288-1560
山梨県立こころの発達総合支援センター	TEL:055-288-1695
山梨県立子ども心理治療センター うぐいすの杜	TEL:055-288-1552
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	TEL:055-288-1628



山梨県 子どものこころサポートプラザ

子どものこころサポートプラザの目指す姿

集中

4つの施設が一体となったメリットを生かし、各施設の機能を連携させて、迅速で一貫した手厚い支援を行います。

こころの発達総合支援センター

子どもの心の問題や発達障害について、日常生活等に関する様々な相談や専門医による診療などを行います。

子ども心理治療センター うぐいすの杜<新設>

心理的な要因で家庭や学校に適応できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など、社会生活に適応するための支援を行います。

4つの施設の連携

中央児童相談所

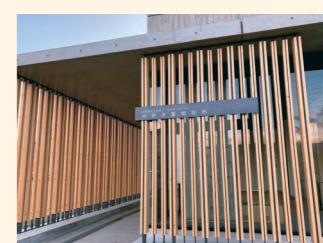
子どもの福祉に関する専門的な相談への対応や、必要な場合に子どもを一時保護します。

特別支援学校 うぐいすの杜学園<新設>

うぐいすの杜に入所・通所する子どもを通学させて、学校教育と併せて、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。



山梨県立
こころの発達
総合支援センター



山梨県
中央児童相談所

集団療育室前廊下

こころの発達総合支援センター
(発達障害者支援センター)

中央児童相談所

連携

サポートプラザを中心に、医療・福祉・教育・行政等関係機関との全体的な支援ネットワークを構築します。

地域の小児科医 かかりつけ医

福祉施設

児童養護施設
里親・乳児院 等

病院

基幹病院
大学病院 等

県関係機関

各保健所
精神保健福祉センター
総合教育センター
特別支援学校 等

市町村 保健・福祉・療育 保育・教育

在宅

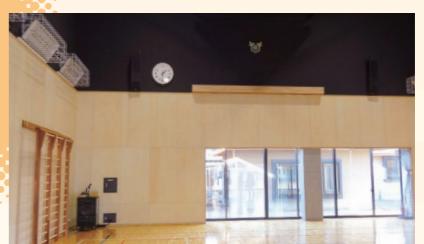
<子育て支援>
児童家庭支援センター
子育て支援センター 等
<障害福祉サービス>
児童発達支援
放課後等デイサービス 等

子どものこころサポートプラザ



家族療法室

山梨県立
特別支援学校
うぐいすの杜学園



体育館

5 令和6年度の主な取組内容

子どものこころサポートプラザ連携推進会議

こころの発達総合支援センター

中央児童相談所

子どものこころサポートプラザ 連携推進会議

特別支援学校うぐいすの杜学園

連携の旗振り役 子ども心理治療センターうぐいすの杜

- 構成する4つの所属のそれぞれの機能を連携させ、一体的な整備によるメリットを生かした先進的で効果の高い医療・支援を提供。
- 具体的な取り組みを実施する連携チームを設置

子どものこころサポートプラザ連携推進会議・連携チームの取り組み

連携推進会議の開催

連携チーム会議の開催

施設見学会の開催※プラザ内職員対象

プラザ内職員対象のQ & Aの作成※プラザ職員限定

研修会・業務説明会の開催

<連携推進研修会> 令和6年6月6日

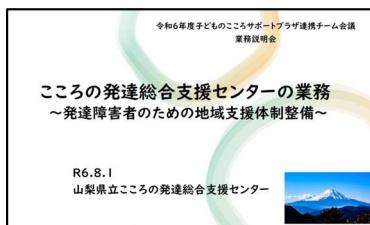
<業務説明会> 令和6年8月1日、12月5日



他所属業務への疑問を解消



各所属の業務を分かり合い、
お互いの得意分野を理解・共
有することで『連携』の基礎
が整う。



① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議開催経過

◎令和6年4月25日（木） 第1回連携推進会議

- ・連携推進会議の開催について
- ・事業概要の作成について
- ・連携チーム活動（案）について

◎令和6年8月1日（木） 第2回連携推進会議

- ・連携推進会議設置要綱の改正について
- ・事業概要について
- ・連携チーム活動報告について

◎令和6年12月5日（木） 第3回連携推進会議

- ・事業概要について
- ・連携チーム活動報告について
- ・防災対応検討会議について

◎令和7年2月27日（木） 第4回連携推進会議

- ・連携チーム活動報告について
- ・防災対応連携について
- ・令和7年度の会議日程について

山梨県子どものこころサポートプラザ連携推進会議設置要綱

1 目的

全国に先んじた高度で専門的な医療の提供、相談、心理ケア、学校教育などの総合的な支援を行う子どものこころサポートプラザ（以下「サポートプラザ」という。）が、構成する4つの所属のそれぞれの機能を連携させ、一体的な整備によるメリットを生かした先進的で効果の高い医療・支援を提供するとともに、サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的な支援ネットワークの構築を図るため、山梨県子どものこころサポートプラザ連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

- (1) サポートプラザ内各所属の連携の推進に関すること
- (2) サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的ネットワーク構築に関すること
- (3) その他、子どもの心のケアに関し必要と認められること

3 組織

連携推進会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

4 会議

- (1) 連携推進会議は、子育て支援局参事・センター長（以下「センター長」という。）が招集し、座長となって会議を進行する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、連携推進会議の構成員以外の者を連携推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 連携チームの設置

- (1) 連携推進会議の所掌事項について、具体的な検討、協議、調整等を図るため、連携推進会議の下に連携チームを置く。
- (2) 連携チームは、別表2に掲げる者をもって組織する。
- (3) 連携チームにリーダー及びサブリーダーを置くこととし、中央児童相談所児童福祉指導幹、子ども心理治療センターうぐいすの杜心理治療指導幹及び、特別支援学校うぐいすの杜学園教頭のうちから互選するものとする。
- (4) 連携チームの幹事をこころの発達総合支援センター地域支援課長が務める。
- (5) リーダーは、必要があると認めるときは、連携チームの構成員以外の者を連携チーム会議に出席させ、意見を求めることができる。

5-1 プロジェクトグループの設置

- (1) 連携チームは、特定の課題について具体的な検討を要する場合、連携推進会議の了承を得てサポートプラザ内所属から必要なメンバーを選出してもらい、その課題の検討に当たるプロジェクトグループを設置することができる。
- (2) プロジェクトグループのリーダー及びメンバーは、連携チームが指名する。

6 子どものこころサポートプラザ事業概要編集委員会の設置

- (1) サポートプラザの所属間における連携事業の概要をとりまとめて発信することを目的に、連携推進会議の下に子どものこころサポートプラザ事業概要編集委員

会（以下、「編集委員会」という。）を置く。

（2）編集委員会は、別表3に掲げる者をもって組織する。

（3）編集委員会の委員長には、中央児童相談所総務課長を充てる。

7 庶務

連携推進会議、連携チーム及び編集委員会の庶務は、中央児童相談所において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項はセンター長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。ただし、5（3）の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 連携推進会議

所属	役職	摘要
子育て支援局	参事（センター長）	座長
中央児童相談所	所長	
	次長	庶務
こころの発達総合支援センター	所長	
	次長（事）	
	次長（技）	
子ども心理治療センターうぐいすの杜	所長	
	次長	
特別支援学校うぐいすの杜学園	校長	
	事務長	

別表2 連携チーム

所属	役職
中央児童相談所	児童福祉指導幹
	相談支援第一課長 または 相談支援第二課長
	診断育成課長
こころの発達総合支援センター	相談医療課長
	地域支援課長
	心理治療指導幹
子ども心理治療センターうぐいすの杜	治療支援課長
	生活支援課リーダー
	教頭
特別支援学校うぐいすの杜学園	特別支援教育コーディネーター

別表3 編集委員会

所属	役職	摘要
中央児童相談所	総務課長	編集委員長
	相談支援第一課長 または 相談支援第二課長	
こころの発達総合支援センター	次長	
	副主査 または 主任	
子ども心理治療センターうぐいすの杜	主任福祉司	
	福祉司	
特別支援学校うぐいすの杜学園	教務主任・特別支援教育コーディネーター	

【連携チーム会議の活動報告】

	内 容	備考
事業主体	子どものこころサポートプラザ	
連携先	中央児童相談所 こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜 うぐいすの杜学園	
取組内容	<p>①連携チーム会議の開催 ・サポートプラザ内の連携を推進するとともに、県内のサポートネットワークを構築することを目的とする。</p> <p>②研修会の開催 ・各所属の役割や業務内容を互いに知り合うことで、連携推進をはかる。</p> <p>③サポートプラザ内施設見学会の開催</p> <p>④各所属の業務紹介冊子の編集</p>	
令和6年度実績	<p>【実施状況】</p> <p>①連携チーム会議の開催 第1回 令和6年4月25日、第2回 令和6年5月16日、第3回 令和6年7月11日、 第4回 令和6年10月10日、第5回 令和7年1月16日</p> <p>②研修会 〈連携推進研修会〉令和6年6月6日 演題：子どもの心を育む～子どもの多様性を理解して支援する～ 講師：相原正男センター長</p> <p>〈業務説明会〉 第1回 令和6年8月1日 こころの発達総合支援センター「発達障害者のための地域支援体制整備」 うぐいすの杜学園「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園について」</p> <p>第2回 令和6年12月5日 うぐいすの杜「子ども心理治療センターうぐいすの杜について」 中央児童相談所「日本財団との協定に基づく継続的な取り組みと子どもの 権利擁護に関すること～」</p> <p>③サポートプラザ内施設見学会 中央児童相談所 令和6年5月24日、令和6年5月27日 心の発達総合支援センター 令和6年5月21日 令和6年6月25日 うぐいすの杜 令和6年5月24日 令和6年5月29日 うぐいすの杜学園 令和6年5月24日 令和6年5月29日</p> <p>④各所属の業務紹介冊子『あなたの？にお答えします！』の編集。</p>	
その他		

令和6年度子どものこころサポートプラザ連携チーム会議
業務説明会

こころの発達総合支援センターの業務 ～発達障害者のための地域支援体制整備～

R6.8.1
山梨県立こころの発達総合支援センター



1

I. 基本目標と基本方針

基本目標
「心に問題を抱えた子どもや発達障害児者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるよう、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、発達課題等への支援を行う」

基本方針

- ①早期発見・早期支援体制の充実
本人（養育者も含め）の特性に応じた適切な支援を早期に本人（及び養育者）に提供
- ②間接支援の強化と相談支援・診療体制の充実
人材育成と地域における支援体制づくりの強化
- ③継続支援体制の強化
特性等に応じた適切な支援をライフステージを通じて受けができる支援プログラム等の強化
- ④普及・啓発の推進
正しい理解と適切な支援がある地域を目指し、県民や関係機関等への啓発・研修等実施

山梨県立こころの発達総合支援センター 

2

2. 業務内容

- 診療 ●相談支援 ●地域支援 ●研修・普及
4つの機能を柱に、発達障害児者等の特性に応じた適切な支援を行う

診療
子どもの心の問題や発達障害について、精神科医師、小児神経内科医師による診療を行います。
(完全予約制)
●診断
●治療
●検査
●ショートケア

相談支援
本人や家族等からの相談に応じ、発達の特性や対処法を正しく理解できるように支援します。
(完全予約制)
●発達支援
●就労支援
●家族支援

地域支援
本人や家族が、身近な地域でより良い支援が受けられるよう、関係機関に対し助言や技術支援を行うとともに、地域における支援体制を整備します。
●関係者コンサルテーション
●支援プログラムの開発・普及
●地域支援体制の整備

山梨県立こころの発達総合支援センター 

3

3. 地域支援体制整備に向けて

▶ 本人や家族が身近な地域でより良い支援が受けられるよう、関係機関に対し助言や技術支援を行うとともに、地域における支援体制を整備する。

- 1) 関係者コンサルテーション
地域の支援者が抱える課題や問題に対して、助言や情報提供を行う。
- 2) 支援プログラムの開発・普及
ライフステージや発達の特性に応じた集団療育プログラムを開発し、啓発する。
- 3) 地域の人材育成
地域の人材育成により、それぞれの地域の特色に合わせた支援体制整備を行う。
- 4) 機関連携（連携パス）
発達障害の当事者を中心として、地域でかかわる機関（医療、福祉、教育、就労）の連携を促進する。

山梨県立こころの発達総合支援センター 

4

3-1. 関係者コンサルテーション

- ◆当センターの専門性に基づいて、課題となっている状況の把握やよりよい支援方法等についての検討やアドバイスを行う。
- ◆市町村や保育所、幼稚園、学校、福祉・就労関係機関等に対して、情報提供や技術支援、課題整理等を行う。特に教育機関との関わりの強化を図る。
- ◆関係者コンサルテーションは、①当センターケース（特定の個人）の直接支援に資するもの ②特定の個人ではなく関係者自身の困りの状況等課題に対するものがあり、いずれも個人情報の取扱いに十分注意し行うものとする。
※①の実施にあたっては、本人や養育者の理解・同意が必ず必要であり、②の実施にあたっては、特定の個人情報を取り扱わないように十分な注意を払う。

山梨県立こころの発達総合支援センター 

5

3-2. 支援プログラムの開発・普及

- ◆これまでの相談支援内容（スキル）のプログラム化により、支援目的や内容の明確化、効果的な支援の提供を目指すとともに、市町村等支援機関へのプログラムの普及を図る。
- ◆プログラムについては、発達課題等を踏まえて、全てのライフステージに提供できるように構築し、本人やその養育者、地域関係者それぞれに必要とされる内容とする。
- ◆プログラム実施にあたっては、対象者のアセスメント、同属性集団における快体験や生活体験を重視し、支援目的の明確化と共有、地域支援へのつなぎを見据えて実施する。

山梨県立こころの発達総合支援センター 

6

3-3. 地域の人材育成

- ◆支援プログラムにより、発達障害支援リーダー等、地域の支援体制について、その体制づくりの中核を担う人材を育成し、その活用に資する体制づくりを行う。
- ◆その他、地域の人材育成として、ペアレントサポートプログラムへの支援者としての参加や、幼児期集団プログラムの見学など、当センターが実施する各種プログラムに参加する機会を設け、地域での支援に活用できるようにしている。

山梨県立こころの発達総合支援センター 

7

3-4. 機関連携（連携バス）

診療連携バス（平成27年度作成）

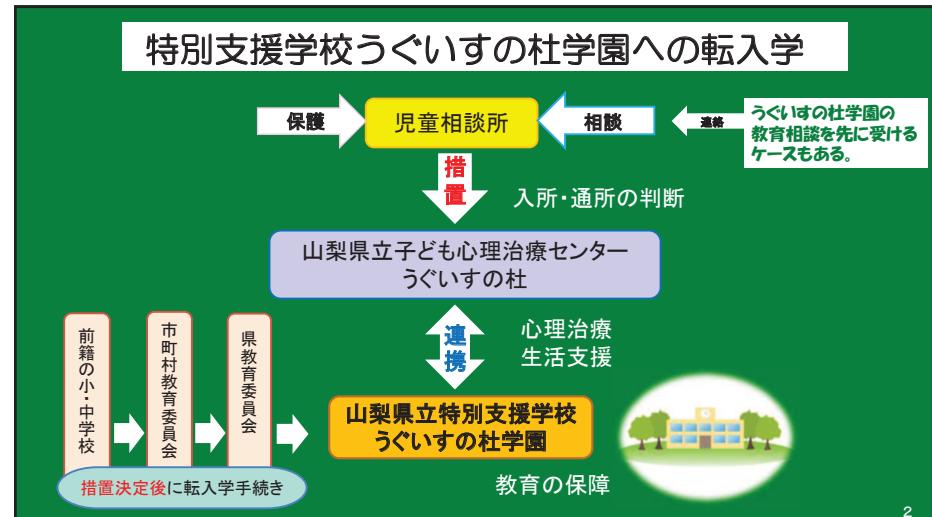
- ・山梨県内の開業小児科とこころの発達総合支援センターの診療連携を円滑に行うための連携ツールとして、【診療連携バス】を構築し、小児科医とこころの発達総合支援センターを円滑につないでいる。
- ・【診療連携バス】は、開業小児科が地域でこどものこころの診療のファーストタッチや、一次医療機能を担うことができる体制の充実につながることを目的としている。
- ・趣旨に賛同した小児科医を対象に年4回の症例検討やトピックスの情報交換を軸とした「こども発達を考える医療連携会議」を実施している。
- ・年1回の研修会では、県内の小児科医等に対象を拡大して、現場で活用できる関心の高い内容を選んで講師を選定して講義を中心として実施している。
- ・令和5年度からは、精神科においても診療連携体制の検討を始めている。

山梨県立こころの発達総合支援センター 

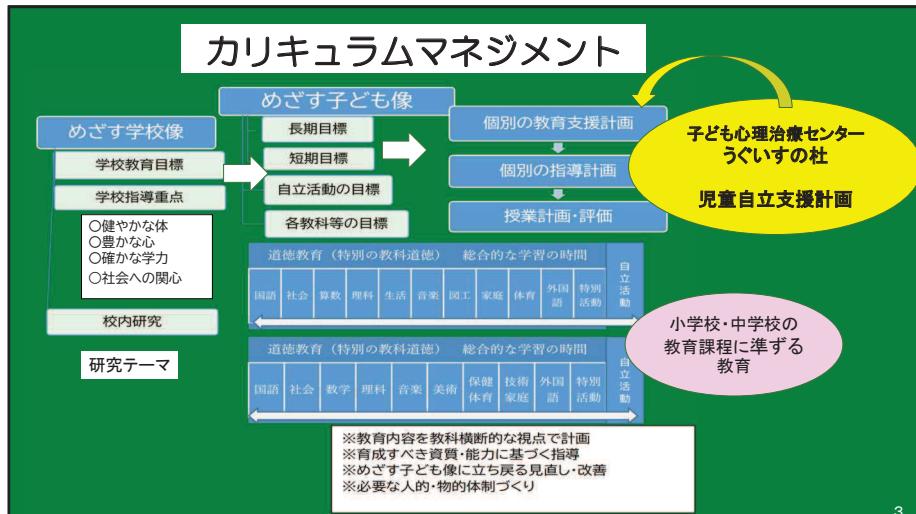
8



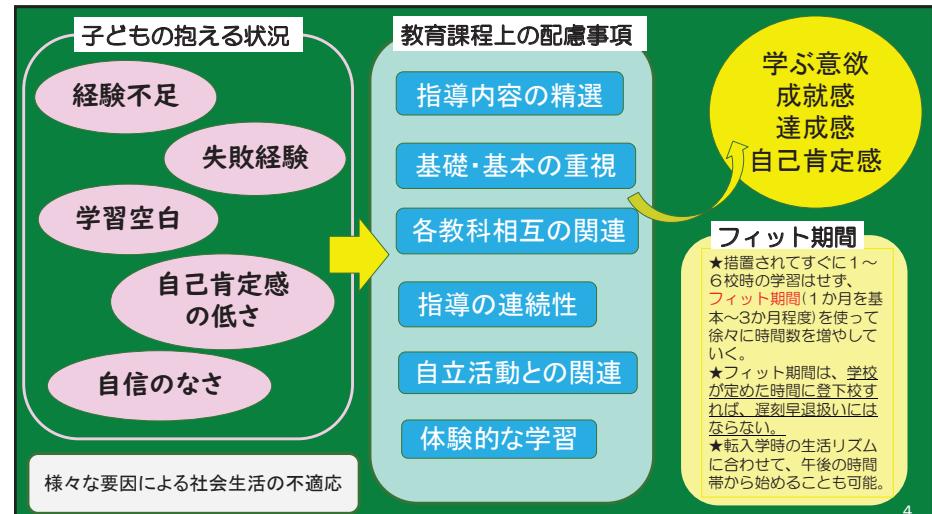
1



2



3



時間割（例）

セラピー

「子ども心理治療センター
うぐいすの社」での心理治療

自立活動 時間の指導

*学校生活全般での指導

小学校○年生 時間割					
	月	火	水	木	金
8:30					登校
8:35					朝の会
8:40					
1	学級活動	外国語	音楽	外国語	家庭
8:25					10分休み
9:35	2	理科	園芸工作	国語	社会
10:20					15分休み
10:35	3	社会	総合的な学習の時間	社会	総合的な学習の時間
11:20					セラピー
11:30	4	国語	算数	算数	算数
12:15					給食
13:00					午休20分
13:20	5	算数	【国語・国術】	理科	国語
14:05	6	体育	体育	道徳	体育
15:00					帰りの会
15:15					
16:15					下校

＜病弱単一障害＞
知的障害の教育課程は
対応していない。

授業の様子



5

転出に向けての確認事項

- ・転出後、小学校・中学校で特別支援学級の入級等が必要と考えられる場合、
(新設は必ず) 9月末までに市町村教育委員会、当該学校に伝える。
- ・中学部では、高校入試があり、調査書等の作成もあるため、**移行についての見通しが必要**である。
- ・転出については児童の措置によることが基本であるので、学校から保護者への卒業に関する選択肢については提示できない。しかし、中学校、高校への移行として、教育的な面から、地域へ戻して人や環境に慣れたうえで新しいスタートとなることが望ましいと考えるケースもあることから、学校として考えられる卒業該当学年の移行についてのスケジュールについての目安を示している。

追支援について（本校は3年）

- 本校での支援方法をまとめた資料で引継ぎ
→うまくいった支援だけでなく、うまくいかなかった支援も伝える。

○3~4週に1度、本校から電話にて様子を確認・適宜アドバイス

→訪問の必要があれば、セラピー担当者や生活支援担当者の同行も依頼して**学校訪問**を行う。

キーパーソンである
担任をフォローする
視点での支援

6

センター的機能～地域の特別支援学校との連携のもとに～

教育相談

- △来校していただいたりの相談、電話での相談、メールでの相談
- △本校についての問い合わせ、特別支援教育について、
関係機関との連携等についての相談

学校見学（校内施設見学）

- △本校の見学を希望される方に、放課後又は長期休業中に、学校を案内して本校の教育について説明

授業体験

*措置が決まった児童生徒対象（在籍校：公欠 日本スポーツ振興センター補償有）

- △「子ども心理治療センターうぐいすの社」に入所または通所となる小学生または中学生対象
- △本校の小学部、中学部の授業を実際に体験
- 体験時間は1時間から数時間、時間や体験内容は児童生徒の状況に応じて実施

訪問支援・研修支援

- △甲府市・笛吹市・甲州市・山梨市・甲斐市・中央市・昭和町の幼稚小中高等学校で、心因性の疾患及び発達障害の
二次障害の児童生徒で支援が必要な場合、要請を受けて実際に学校等を訪問して相談や支援の実施、研修会や
学習会への情報提供の実施
- △本校から地域へ転出及び教育相談を実施した児童生徒が在籍する学校に関しては、地域にかかわらず、訪問支援や
研修支援を活用可能

7

プラザ内機関連携帯同支援

R3：【中央児童相談所】**帯同** 学校で実施される関係者会議（施設入所児童）

R4：【中央児童相談所】**帯同** 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会

R5：【こころの発達総合支援センター】**帯同**

児童観察、学校への支援、保護者面談（報告）

R6：【こころの発達総合支援センター】**帯同** 児童観察、学校への支援

【中央児童相談所】**帯同** 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会

その後、センター的機能での学校訪問、研修支援

○事前の打ち合わせ実施～関係機関のニーズを確認してから同行

8

7

子ども心理治療センターうぐいすの杜について

子ども心理治療センターうぐいすの杜は、
児童福祉法に定める児童心理治療施設です。

- 「児童心理治療施設」とは、児童福祉法第43条の2に「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」施設と規定されています。
- 児童心理治療施設は、全国に53施設あります(令和6年3月末現在)。

1

生活ケアを基盤に医療、心理治療、家族支援、教育の専門職が協働して支援します



2

子ども心理治療センターうぐいすの杜の対象児童について

○対象児童

小学校1年生～中学校3年生

家庭や学校、社会における対人関係のもつれや歪みなどの心理的な要因によって不適応を起こしている子を対象にしています。例えば、不安や緊張が強かったり、人との距離感が分からず、対人関係に躊躇がある子ども、前述のような理由で不登校になっている子ども等です。



利用の形態

○利用形態

うぐいすの杜では入所と通所があります。

利用に際しては児童相談所が窓口となり、措置によって利用できます。

入所

家庭から離れた環境の中で、職員による個別支援や日課に沿った生活援助により、ケアを行います。また心理セラピーを通じた、心のケアも行っています。

通所

保護者(家庭、里親、児童養護施設等)のもとから通いながら、治療(通所プログラムやセラピー等)しています。
①隣接するうぐいすの杜学園に転校し、通いながらの通所
②地域の学校に通いながらの通所
の2つのパターンの利用の仕方があります。

3

4

生活支援課

入所児童の生活支援を中心に、生活場面での関わりを通して、アセスメント、治療を行います。

～治療的生活支援～

子どもが安全安心に生活できる環境を整え、子どもの状態に応じた治療・支援により、基本的生活習慣、対人関係、社会規範を身に付けていくようなケアを行っています。

生活支援課の関わり

- 子どもが安心して生活できる環境を提供する
見通しがもちやすい日課、清潔で心地よく過ごせる生活空間を提供します。
- 子どもの状態に応じた各種活動を提供する
おいしい食事、楽しい活動、大人からのケアを提供します。＊食育、農園活動、行事等の実施
- 子どもの行動の背後にある思いや気持ちを探索する
子どもの話を丁寧に聞いた上で、具体的な対処方法と一緒に考えます。

【年間行事予定】

4月	お花見会
5月	こどもの日イベント
7月	七夕会
8月	BBQ
9月	お月見会
10月	ハロウィン
12月	クリスマス会
1月	お正月
2月	節分会
3月	ひなまつり

＜リビングルーム＞ 

＜農園＞ 

＜季節行事＞ 

治療を通した変化

- ・一人の時間が不安なため居室で過ごすことができなかつた子どもが、職員や場所を信頼し、安心して居室での時間を送ることができるようになった。
- ・自分の内面を怒りや攻撃でしか表現できなかつたが、言葉で伝えられるようになった。
- ・子ども同士で遊びやルールを決める際に、自分の主張だけではなく、相手に合わせる力がついた。
- ・感情コントロールができず、暴れてしまうことはあっても、落ち着いたときに職員とともに振り返り、対処方法を職員と一緒に考えられるようになった。

治療支援課

入所・通所児童の個別セラピーや集団セラピー、その他サークル等の関わりを通して、アセスメント、治療を行います。

○個別セラピー

うぐいすの杜では入所・通所している子どもに対し、その子らしい成長を促していくために週に1回、小学生が45分、中学生が50分のセラピーを実施しています。セラピーは決まった曜日、時間、場所で各担当セラピストが行います。子どもの年齢や個性に合わせて面接の方向性や部屋を決定しています。







○グループセラピー(週1回～2週に1回)

子どもの様子に合わせながらプログラムを組み、大人がサポートしながら集団活動を実施しています。活動の見通しがもちやすいシンプルな構造の中で興味のある題材を扱い、対大人や子ども同士のコミュニケーションを促したり、集団に安心して居続けられる体験に繋げることを目的にしています。また、前後の体調チェックを通して自身の心身の状態に向き合う機会を作っています。

○サークル活動(週3回実施)

入所する子どもに対して、興味関心を引き出したり、主体的に活動を体験する場として自由参加のサークル活動を実施しています。工作、図書、室内レク、ヨガ・エクササイズなどの様々な活動が体系化されています。





治療を通した変化

- ・言語表現が上手になったり、自分の気持ちに気づくが増え、不調な時でも大きく荒れず言葉で伝えることができるようになった。
- ・活動を楽しめるようになり、落ち着いてその場に留まり、最後まで活動に参加できるようになった。
- ・グループセラピーでは、大人の仲介が必須だった子どもも同士でも、子どもだけで話し合いをしたり、協力して進めたりすることができるようになった。

中央児童相談所の業務と 今年度の取り組み

日本財団との協定に基づく継続的な取り組みと
子どもの権利擁護に関するここと

1

日本財団と山梨県による「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」

○日本財団と山梨県は、里親委託などの家庭養育の推進や、親子支援・親子分離の予防などに取り組むことにより、すべての子どもの権利が尊重され、安全で安心あたたかい家庭において育つ社会の実現を目指すため、共同プロジェクトを実施。

○本事業を通じ、家庭養育推進の成果、課題等を検証し、全国において同様の取組を広げていくためのエビデンスの蓄積と、モデルの構築を目指す。

1 協定名 家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定 [期間: R3.4.1～R8.3.31 (5年間)]

2 締結日 令和3年3月24日

3 締結者 日本財団、山梨県

4 役割

日本財団

- 事業実施に伴う費用について、県との協議により決定した団体に対し、**最長5年間、5億円規模を想定して助成**。（1億円／年×5年間＝5億円）

山梨県

- 令和7年度末までに、**3歳未満の里親委託率75%達成**等、家庭養育推進に努め、**成果検証（早稲田大学養育研究所が実施）**のためのデータ提供。

5 事業内容

- (1) 里親委託・特別養子縁組の推進
- (2) 親子支援、親子分離の予防、子どもの家庭復帰の促進
- (3) 乳児院・児童養護施設の機能転換、多機能化
- (4) 子どもの権利の保障
- (5) 自治体及び民間団体の研修
- (6) その他、家庭養育の推進に必要と考える事業

2

今年度の中央児童相談所の取り組み

子どもの家庭分離を決定する際は、年齢で支援が途切れないことを念頭に置いている。パーマネンシーゴールの設定と家族再統合や家庭復帰を進める取り組みについても触れている。可能な限り家庭に近い環境で生活することや家族の雰囲気を感じられる措置先を検討している。

- ◆家庭移行を進めるための担当者が増員され、課名も変更
- ◆毎週1回、家庭移行支援進行管理を実施し、措置児童の家庭引取の可能性を確認し、目標設定し支援に当たる
- ◆今年度は家庭分離となった児童と、調査対象の児童を対象としているため該当児童の数が増加している

日本財団との協定を契機に
自治体モデルプロジェクト
(日本財団、早稲田大学社会的養育研究所、
大分県、福岡市)
を参考とし
当所の体制や取り組みを検討

具体的な動き
パーマネンシープランニングモデル（仮）の作成
児童、保護者及び施設との面接、面会、再アクセスメント
家族再統合に向けたプログラム提示、実施、評価の促進
家庭養育移行を重点的に進める。

日本財団及び
早稲田大学社会的養育研究所と
当所の取り組みについて毎月1回定期的に
協議を実施
当所の取組が国の施策に反映される見込み

家庭引き取りに向けた動きや取り組みが増加し、親元に戻った子どもが増えた。

3

4

令和6年度の3歳未満の里親委託率と措置児童数等

令和6年4月～10月の里親委託率

措置児童数	17	17	17	17	17	16	14
里親委託数	11	11	11	10	10	9	10
委託率	64.7%	64.7%	64.7%	58.8%	58.8%	56.3%	71.4%
年月	R6.4.1	R6.5.1	R6.6.1	R6.7.1	R6.8.1	R6.9.1	R6.10.1

令和6年度措置児童数:2

5月 0歳男児乳児院 (今年度中の家庭引取を目標)

7月 0歳女児乳児院

令和6年度措置解除児童数:1

5月 2歳女児家庭引き取り

令和6年度措置変更児童数:2

9月 2歳女児(2名) 乳児院 → ファミリーホーム

現時点の一時保護(委託)児童数:5

0歳児:2名 2歳児:3名

5

パーマネンシープランニングモデルの結果

令和5年度の実績

* 対象児:103ケース

家庭引き取り : 6ケース

*満年齢措置解除(家庭引き取り)は除く

養育里親に移行 : 6ケース

家族再統合プログラムを作成したもの : 14ケース

*実践前に作成したものは除く

参考 令和6年度(4/1～9/30)

* 対象児:119ケース

家庭引き取り : 4ケース

養育里親に移行 : 0ケース

家族再統合プログラムを作成したもの : 9ケース

6

子どもの権利擁護に対する取り組み

意見表明等支援事業

令和4年児童福祉法等の改正により、児童相談所が行政処分を行う際は、これまで以上に子どもの気持ちや意向を確認・記録し、児童相談所の方針決定の際に十分に配慮することが求められた。

子どもの意見を聞く際に『意見表明等支援事業』を利用して支援を行うことも可能となった。そのため、子ども福祉課がNPO法人 山梨こどもの明日と契約し、今年度から一時保護児と面会をする機会を設けるようになった。

現在は毎月4回、一人あたり30分×4枠で子どもたちの様々な意見・要望を聞いてもらい、支援の改善や処遇に活かすようにしている。

この事業は一時保護所だけではなく、県立施設や民間児童福祉施設、里親へも拡大していく見込み。

7

一時保護の司法審査についての取り組み

同じく児童福祉法等の改正により、一時保護に対する司法審査が導入されることになった。(令和7年6月1日)

保護者が一時保護に同意しない場合、保護から一週間以内に裁判所に一時保護上の請求を行うことが決まった。一週間目が土日、祝日であっても請求を行う必要があること、申請書類の作成や親権者の特定のために住民票と戸籍も同時に提出することが求められ、児童相談所の事務の増大が懸念されている。

そのため、今年度は実際に請求書の作成を試行してデータを積み重ねることで、文書作成における困難やどのくらい業務量が増えるのかを把握しているところ。

蓄積したデータから、実際の業務に当たる際に戸惑うことがないような想定を行い、担当者に指示をしていく見込みである。

8

② プラザ内連携による取組内容

＜こころの発達総合支援センター＞

- こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談

＜子ども心理治療センターうぐいすの杜＞

- 総合環境療法実施に係る多職種連携会議

＜特別支援学校うぐいすの杜学園＞

- プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進

○山梨県子どものこころサポートプラザ内機関との連携によるうぐいすの杜学園教員の帯同

- 医療との連携

②プラザ内の取組

内 容			備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター		
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所）		
取組内容	<p>○こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談</p> <p>(目的) 相談を通じて児相ケースの一助となり、また、児相職員の医療への理解を深め（人材育成）、治療が必要な児童への効果的かつ適切な対応に資する。</p> <p>(相談方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第一、第三木曜日 午前9時30分～午前10時30分 ・場所 こころの発達総合支援センターカンファレンス室 ・特に様式は設定せず、口頭による相談を実施 ・相談希望者は、窓口担当者を通じて事前に予約 		
令和5年度実績	<p>○定例相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年5月 1件（中央児相1件） ・R6年7月 2件（中央児相2件） ・R6年11月 1件（中央児相1件） <p>* R6年度実績 中央児相4件</p>		<p>○相談対応医師 こころの発達総合支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後藤医師 ・金重医師
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児相ケースに対し、本相談が有効に活用されており、R7年度においても継続して実施。 		

②プラザ内の取組

内 容		備考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所） こころの発達総合支援センター うぐいすの杜学園 関係機関（前措置施設、移行先施設、医療機関、市町村、移行先地域の学校等）	
取組内容	<p>○総合環境療法実施に係る多職種連携会議、関係機関連携</p> <p>総合環境療法の一環として、児童の治療段階に応じて、施設内外の機関と連携を行い、児童の治療目標達成や移行に向けて情報共有や協議を行う。</p> <p>児童入所・通所まで・・・入所・通所検討会議、ケース説明</p> <p>入所・通所支援中 ・・・治療支援検討会議 ・・・申し送り、ケースカンファレンス ・・・児童相談所ケースワーカー面接 ・・・措置児童診察</p> <p>退所に向けて ・・・移行検討会議</p>	
令和6年度実績	<p>○実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所・通所検討会議、ケース説明：11回 〔4月(1回)、5月(1回)、8月(1回)、9月(3回)、10月(1回)、11月(1回)、12月(1回)、3月(2回)〕 ・治療支援検討会議（アセスメント会議・自立支援計画検討会議）：25回 〔4月(1回)、5月(5回)、6月(1回)、7月(2回)、9月(3回)、10月(3回)、11月(4回)、12月(2回)、1月(1回)、3月(3回)〕 ・申し送り、カンファレンス：平日は原則毎日実施。 ・児童相談所ケースワーカー面接：48件 〔4月(5件)、5月(4件)、6月(6件)、7月(4件)、8月(4件)、9月(4件)、10月(3件)、11月(4件)、12月(4件)、1月(4件)、2月(3件)、3月(3件)〕 ・措置児童診察：90回（上村所長による診察） ・移行検討会議：6回〔6月(1回)、7月(3回)、9月(2回)〕 ・入所児童関係機関連携：363回〔児童相談所：222回、うぐいすの杜学園：107回、医療機関：28回、福祉機関：1回、その他：5回〕 ・通所児童関係機関連携：318回〔児童相談所：37回、こころの発達総合支援センター：11回、うぐいすの杜学園：221回、医療機関：4回、児童養護施設：45回〕 	
その他	令和7年度においても継続して連携会議等を実施していく。入退所に際しても引き続きプラザ内機関と連携していきたい。	

②プラザ内の取組

内 容			備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園		
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所） こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜		
取組内容	○プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進 (目的) ・プラザ内職員を対象として、本校の教育活動や学校での児童生徒の様子について理解を深めることを目的に実施する。 (内容) ・授業公開の実施 ・懇談の実施 ・担当連絡会 ・学園祭の実施		
令和6年度実績	○授業公開 ・1学期末、3学期末 各1回 計2回 ○懇談 ・1学期末、3学期末 各1回 計2回 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、児童生徒、保護者で実施。 ○担当連絡会 ・12月に実施 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、該当学部主事で実施。 ○学園祭（第4回 うぐいす祭） 令和6年11月1日（金）		・中学部3年生については、担当連絡会を11月に実施し、進路についての説明、相談の場とした。
その他			

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	中央児童相談所 こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
取組内容	<p>○山梨県子どものこころサポートプラザ内機関との連携によるうぐいすの杜学園教員の帯同 (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートプラザ内の各機関が抱える児童生徒の学習面や就学についての課題、在籍している学校や教育委員会等との関わりや、関係諸会議の中で生じている教育的課題について、各機関で行う支援に帯同し、学習上の具体的な支援方法や教育システムの情報及び教育資源の活用方法の提供を行う。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒が在籍している保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等への帯同支援 ・関係諸会議への参加 ・プラザ内各機関での相談等への帯同 	
令和6年度実績	<p>○ケース会議等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所からの依頼により、対象児童の居住地区を保護児童対策地域協議会に本校コーディネーターが参加した。 <p>○一時保護所での学習における課題についての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護措置中の児童生徒の学習の様子を見学し、学習における課題の共有および課題に対する助言を行った。 	
その他		

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	子ども心理治療センターうぐいすの杜 こころの発達総合支援センター	
取組内容	<p>○医療との連携</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教職員の健康及び精神衛生面でのサポートをしてもらう。 <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校医（内科・精神科）と学校衛生管理医をプラザ内の医師に依頼する。 	
令和6年度実績	<p>○内科検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年5月14日（火） ・後藤医師（学校医） ・対象：児童生徒 ・内容：内科検診 <p>○学校保健委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月22日（水） ・後藤医師（学校医） <p>○安全衛生委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月4日（火） ・上村医師（衛生管理医） 	
その他		

③ 地域連携による取組内容

<中央児童相談所>

- 家族再統合支援事業(対応スタッフへのスーパービジョン)
- 山梨県メンタルフレンド派遣事業
- 管轄市町村児童相談担当職員実務研修
- 山梨県警察本部との情報共有・連絡会議・合同訓練
- フォスタリング連絡会、里親支援専門相談員連絡会、相談支援員連絡会
- 要保護児童対策地域協議会への参加

<こころの発達総合支援センター>

- 発達障害医療支援体制整備事業
- 関係機関連携パス
- 子どもの心の診療対応力向上研修(子どもの心の総合支援研修)
- 山梨県発達障害者支援センター連絡協議会
- 発達障害者サポーター養成・派遣
- 地域の人材育成(研修事業)
- 発達支援リーダー養成研修
- 市町村の人材育成とプログラム開発
- 総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会
- 発達障害者就労支援研修

<子ども心理治療センターうぐいすの杜>

- 家族療法事業「ハルクル」
- アフターフォロー、アフターフォロー連携

<山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園>

- 特別支援学校のセンター的機能の発揮

背景

- 子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家庭ごと支える視点が重要
- 生活支援等においては、子どもや家庭にとって最も身近な市町村や学校、その他子どもを取り巻く関係機関との連携した支援が必要不可欠

中央児童相談所

- 児童虐待対応課
- 相談支援第一課
- 相談支援第二課
- 診断育成課
- 処遇指導・移行支援課
- 一時保護課

地域(関係機関)

- 市町村
- 学校
- 警察
- 児童福祉施設
- 関係団体
- 里親 等

連携

中央児童相談所と地域（関係機関）とが連携した各種取組を実施

取組内容

●家族再統合支援事業

児童相談所職員及び児童福祉施設の職員や専門里親等に対してケース会議を開催し、児童精神科医によるスーパービジョンを実施

●メンタルフレンド派遣事業

児童の兄または姉に相当する世代の者を心の友（メンタルフレンド）として家庭に派遣し、児童とのふれあいを図る

●管内市町村児童相談担当職員実務研修

要保護児童対策地域協議会において支援体制を円滑に構築する会議運営が求められていることから、事例検討やファシリテーターの講義から適切な協議会運営を学ぶ

●警察本部との情報共有・連絡会議・合同訓練

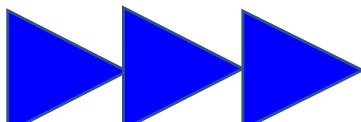
児童虐待に関する情報共有、合同訓練等を実施し連携強化を図る

●要保護児童対策地域協議会への参加

支援対象児童の早期発見、迅速な対応、関係機関との情報共有等のために各市町村に設置されている協議会に参加し助言・調整等を行う。

●フォスタリング※連絡会、里親支援専門相談員連絡会、相談支援員連絡会

各種連絡会を開催し情報共有や支援方法の検討等を行う ※フォスタリング：里親養育包括支援を行う機関



地域（関係機関）との更なる連携を図り「全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指す

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設	
取組内容	<p>○家族再統合支援事業（対応スタッフへのスーパービジョン）</p> <p>〈目的〉</p> <p>・虐待による一時保護や児童福祉施設に措置された子どもとその保護者に対して、通所あるいは宿泊による指導等を実施し、虐待を行った家庭における養育機能の再生・強化や親子関係の改善を図るとともに児童の人権擁護の促進を目的とする。</p> <p>〈内容〉</p> <p>・家族再統合に向けた支援を行う児童相談所及び児童福祉施設の職員や専門里親等に対して、月一回各施設とのケース検討会を開催し、児童精神科医(県外在住)によるスーパーヴィジョンを実施。</p>	
令和6年度実績	<p>○実績</p> <p>・各施設にて事例検討実施。（12回）</p> <p>4月18日児童養護施設立正光生園 5月9日児童養護施設あいむ 6月13日乳児院ひまわり 7月11日立正光生園乳児院 8月7日都留児童相談所 9月12日児童養護施設クローバー学園 10月10日児童養護施設ハーベスト 11月14日児童養護施設明生学園 12月12日子ども心理治療センターうぐいすの杜 1月9日児童自立支援施設甲陽学園 2月13日児童養護施設めだかの学校 3月13日児童養護施設くずはの森</p>	
その他	令和5年度の途中から、新型コロナウィルスの分類が5類となったことに伴い、令和6年度は、各施設で対面にて実施した。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	県内大学（短期大学）	
取組内容	<p>○山梨県メンタルフレンド派遣事業 (目的) ひきこもり・不登校児童に対する児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、児童の兄または姉に相当する世代の者を心の友（メンタルフレンド）としてその家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて児童の福祉の向上を図る。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルフレンド（18歳以上30歳未満の者）になることを希望する候補者に対して研修会を実施する。 ・メンタルフレンドは良き理解者として児童に接し、児童の自主性、社会性等の伸長を援助する。 ・児童の状況について定期的に指導担当者に報告し、その指導を受けるとともに活動検討会に出席するよう努めるものとする。 	
令和6年度実績	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月22日 メンタルフレンド研修会 研修参加者人数 17人 登録者数 13人 	
その他	メンタルフレンドの登録者数を増やし、より効果的な派遣を行っていくためには、大学等との連携を更に強化していく必要がある。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	管轄内市町村	
取組内容	<p>○管轄市町村児童相談担当職員実務研修</p> <p>(目的)</p> <p>児童虐待の通告受理件数の増加に伴い処遇困難・複雑化ケースも増加し、支援も難しくなっている。児童が地域で安心・安全に生活するために要保護児童対策地域協議会の役割は益々重要になってくる。そのため、要保護児童対策地域協議会において支援体制を円滑に構築する会議運営が求められることから事例検討やファシリテーターの講義から、適切な運営を考えもらうことを目的とする。</p>	
令和6年度実績	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和6年9月13日 ・内容：個別ケース検討会議のプラッシュアップ ・方法：実地研修 ・講師：長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授、social work lab MIRAI代表） ・参加人数（市町村職員）：21名 	
その他	今回は、要保護対策地域協議会個別ケース検討会議の方法について学んだ。今後も内容を検討して研修を開催していく。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	山梨県警察本部 人身安全・少年課	
取組内容	<p>○協定書に基づく情報共有 ・児童虐待に関する情報を共有することで連携した対応を行う。</p> <p>○連絡会議 ・児童虐待の取扱状況および協定に基づく情報共有等の協議</p> <p>○児童相談所と山梨県警察との合同研修会 ・司法面接における留意事項等の研修 ・写真撮影に関する研修</p>	
令和6年度実績	<p>○協定書に基づく情報共有 R6年度実績：184件</p> <p>○連絡会議 ・日時：令和6年10月24日（木） ・場所：子どものこころサポートプラザ会議室 ・内容：・児童虐待の取扱状況と協定に基づく情報共有他 ・参加者：18人</p> <p>○児童相談所と山梨県警察との合同研修会 ・日時：令和6年12月19日（木） ・場所：県警察学校講堂、模擬家屋 ・内容：司法面接における留意事項等の講義(甲府地方検察庁秋谷検事) ・参加者：45人</p>	
その他	<p>・児童虐待相談は、困難ケースの対応等が増加し、警察との連携を強化していく必要があるため、今後も継続して実施していく。また、立入調査、臨検・捜索の事案が出たときにすぐに対応できるよう合同研修会を開催し、実際の流れについて把握しておくことが必要である。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	フォースタリング機関・里親支援専門相談員・乳児院・児童養護施設	
取組内容	<p>1 フォースタリング連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔月開催。 ・子ども福祉課、フォースタリング機関、中央・都留児童相談所。 ・連携のための情報共有と役割分担の確認。 <p>2 里専連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催。 ・里親支援専門相談員、中央児童相談所里親担当児童福祉司。 ・里親支援専門相談員が各里親家庭を訪問した内容を報告・共有し、支援方法等対応を検討する。 ・必要に応じて、担当児童福祉司へ支援を依頼する。 <p>3 相談支援員連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催。 ・里親支援専門相談員、フォースタリング機関、中央・都留児童相談所。 ・里専連絡会内で関係機関で共有した方が良いと判断された内容の共有、支援方法の検討。 ・里親支援専門連行事の確認。 	
令和6年度実績	<p>1 計6回開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォースタリング機関の業務範囲、児童相談所との連携フロー作成等。 <p>2 計12回開催。</p> <p>3 計12回開催。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県きずな会（里親会）の事務局は、長年中央児童相談所の処遇指導課が担ってきたが、令和5年7月にフォースタリング機関（社会的養育機関エール）に移管した。 ・パーマネンシープランニングモデルの実践に伴い、里親による養育や養子縁組による養育への移行が進んだ。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	県内市町村、小中学校、児童福祉施設、医療機関、警察、その他関係団体	
取組内容	<p>○要保護児童対策地域協議会への参加</p> <p>(目的)</p> <p>虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な対応を図るため、市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されている。</p> <p>虐待を受けている児童を始めとして、対象児童の早期発見、迅速な対応、関係機関との情報共有、対応の確認、役割分担と共に協議会に参加し、必要な助言、調整等を行う。</p>	
令和6年度実績	随時参加	
その他	各市町村によって児童相談への対応に格差が感じられる。本来であれば主体的に関わっていっていただきたいところであるので、当所からの助言や関係機関との共働を進めることで子どもや保護者が身近な地域で生活し続けられるよう市町村担当部署を支えていく。	

地域連携による取組内容

基本目標

心に問題を抱えた子どもや発達障害児者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるよう、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、発達課題等への支援を行う。

基本的な方向性

子どものこころサポートプラザ内各所属



こころの発達総合支援センター

診療

子どもの心の問題や発達障害について、精神科医師等による診療を行います

- 診断
- 治療
- 検査
- ショートケア

相談支援

本人や家族等からの相談に応じ、本人の特性や対処法を正しく理解できるように支援します

- 発達支援
- 就労支援
- 家族支援



連携

研修・普及

子どもの心の問題や発達障害に関する研修等を通じて、人材育成や発達障害に関する正しい理解の普及啓発に取り組むとともに、調査研究を進めます

- 人材育成
- 研修・講習会の開催
- 調査研究

地域支援

本人や家族が、身近な地域でより良い支援が受けられるよう、関係機関に対し助言や技術支援を行うとともに、地域における支援体制を整備します

- 関係者コンサルテーション
- 支援プログラムの構築・普及
- 地域支援体制の整備



関係機関（市町村・学校・医療機関等）

連携

プラザ内連携事業

関係機関と連携した事業、支援を展開

地域連携事業

主な連携事業（詳細は別頁）

プラザ内連携の取り組み

- こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談

地域連携による取り組み

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| ○発達障害医療支援体制整備事業 | ○関係機関連携バス |
| ○子どもの心の診療対応力向上研修（子どもの心の総合支援研修） | ○発達障害者サポート一養成・派遣 |
| ○山梨県発達障害者支援センター連絡協議会 | ○発達支援リーダー養成研修 |
| ○地域の人材育成（研修事業） | ○総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会 |
| ○市町村の人材育成とプログラム開発 | |
| ○発達障害者就労支援研修 | |

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	地域の小児科医/精神科医	
取組内容	<p>○発達障害医療支援体制整備事業</p> <p><小児科連携></p> <p>(目的) 発達障害の早期把握・早期支援を行うため、発達障害のある子どもが地域で安心して医療を受けることができるよう、こころの発達総合支援センターを中心とした医療ネットワークの構築を行う。</p> <p>(内容) 1 子どもの発達を考える医療連携会議の開催 2 研修会の開催</p> <p><精神科連携></p> <p>(目的) 発達障害者の地域支援を充実させるため、発達障害のある大人が地域で安心して医療を受けることができるよう、こころの発達総合支援センターを中心とした地域の精神科医及び精神科医療機関との診療ネットワークを構築する。</p> <p>(内容) 1 発達障害のための精神科医療連携会議の開催（年3回）</p>	
令和6年度実績	<p>(小児科連携)</p> <p>○会議の開催（年4回） 参加者延べ 154人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5歳児健診」に係る国の動向についての情報提供 ・各市町村の実施（検討）状況の報告 ・5歳児健診に係る先行研究結果の報告 等 ・連携パス実績21件 <p>○研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 R7年3月12日（水） 参加者 40人 ・内容 講師 埼玉医科大学総合医療センター 小児科 是松 聖悟教授 演題 5歳児健診のトリセツ～これからはじめる発達診療～ <p>(精神科連携)</p> <p>○会議の開催（年2回） 参加者延べ 17人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターにおける診療・相談機能の現状報告 ・「精神科医療機関における発達障害に関する診療実態調査」の報告 ・症例検討 <p>○研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 R6年10月31日（木） 参加者20人 ・内容 講師 信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 本田秀夫教授 演題 成人期の精神発達症の診療 	
その他	<p>(小児科連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科医だけでなく、健診実施者である市町村保健師も巻き込んでの開催により、参加者の大幅増につながり、多職種連携に寄与された。 ・今後も、地域において医療機関との連携が図られるよう取組を進めていく。 <p>(精神科連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連携パス」を検討し、連携強化につなげていく。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	市町村、総合教育センター、児童相談所等	
取組内容	<p>○関係機関連携パス (目的) 発達障害の当事者を中心に、地域で支援にあたる関係機関（市町村の母子保健や福祉、学校や教育委員会、相談支援事業所など）と当センターとの連携の流れや役割を明確に示した行程表である連携パスの仕組みを通して、関係機関のレベルアップによる地域の支援体制の強化を目指し、待機期間に関係なく優先的に対応する。</p>	
令和6年度実績	<p>* 市町村連携パス 15件 * 総合教育センター連携パス 2件 * 児童相談所連携パス 16件</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの連携パスにおいても担当者が変わることなどで、パスの本来の主旨や手順からそれることがあるため、毎回、目的や内容の確認が必要となっている。 ・連携パスを通じて、それぞれの地域で関係機関同士の連携を促す効果も期待していたところ、実際に地域における連携（市町村母子保健と教育や地域小児科連携）につながっている事例が出てきた。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種の職員	
取組内容	<p>○子どもの心の診療対応力向上研修 (目的) 子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種が、より高い専門性を身につけ、対応力向上を図ることにより、良質な医療が継続して提供されることを目的とする。 (内容) 研修会の開催</p> <p>○子どもの心の総合支援研修 (目的) 子どものこころの診療関連職種専門研修事業において、子どもの心に関するさまざまな問題や発達障害のある人に関わる専門職種の技術向上を図るとともに、地域の支援体制の整備や充実を図ることを目的とする。 (内容) 研修会の開催</p>	
令和6年度実績	<p>○子どもの心の診療対応力向上研修</p> <p>①開催日 R6年9月18日（水） 講 師 山梨県総合教育センター 若槻 洋貴 副主幹・指導主事 演 題 学校における合理的配慮について～発達障害を中心に～ 参加者 27人</p> <p>②開催日 R7年1月24日（金） 講 師 子どもの心のクリニック・テラ 反頭 智子 小児科専門医・小児神経専門医 演 題 虐待を受けた子どもの行動特性への気づき 参加者 26人（小児科医、精神科医等） 98人（関連職種等）</p> <p>○子どもの心の総合支援研修</p> <p>①開催日 R6年9月18日（水） 講 師 山梨県総合教育センター 若槻 洋貴 副主幹・指導主事 演 題 学校における合理的配慮について～発達障害を中心に～ 参加者 69人</p> <p>②開催日 R7年1月24日（金） 講 師 子どもの心のクリニック・テラ 反頭 智子 小児科専門医・小児神経専門医 演 題 虐待を受けた子どもの行動特性への気づき 参加者 98人</p>	
その他	参加者の関心や満足度が高く、有効な研修となっていることから、継続して実施していく方向。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症児施設等 　・児童相談所 　・障害者相談所 ・保健福祉事務所 　・教育委員会 　・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター 　・医療機関 ・障害児（者）地域療育等支援事業実施施設 ・市町村 　・家族団体 等 関係機関 	
取組内容	<p>○山梨県発達障害者支援センター連絡調整会議 (目的) 地域の発達障害児（者）に総合的なサービスを提供するため、発達障害児（者）の支援に関わる医療・保健・教育・福祉等の関係機関に対し、支援の現状や課題等を情報提供するとともに、関係機関の現状や課題等について情報共有し、効果的な連携を図る。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達総合支援センター事業報告 ・こころの発達総合支援センター業務内容 ・情報交換 	
令和6年度実績	<p>(実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年6月3日（月） ・参加者 関係機関60機関 ・内容 ①令和5年度事業報告及び令和6年度事業方針 ②講義 発達障害と就労準備性について こころの発達総合支援センターナ次長 金重 紅美子 	
その他	今後も、発達障害者支援センターとして、関係機関及び民間団体との連絡調整を積極的に行っていく。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	県内大学等	
取組内容	<p>○発達障害者サポーター養成・派遣 (目的) 学校不適応やひきこもり状態等にある発達障害のある者に対し、発達障害者サポーターを派遣し、継続的な対人関係の機会をもち、きめ細かい生活上の助言・支援を行うことで、社会参加・就労準備の機会を作る。 (内容) 研修等により、発達障害者サポーターを養成し、養成したサポーターを発達障害のある子どもへ派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター対象者 保健、福祉、教育、心理学等を専攻している大学生などのうち障害福祉に関して一定レベルの知識・理解を有している者 ・派遣対象者 当センターの利用者で、かつ発達障害の診断（ASD、LD、ADHD等）のある、相談相手や理解者を必要とする小学校高学年から高校生くらいまでの者 	
令和6年度実績	<p>○養成 ・サポーターは、令和6年度新規6人（男性1人、女性5人）、継続6人（男性1人、女性5人） ・令和6年 8月26日（月） 基礎研修会（参加者10名） ・令和6年12月20日（火） 事例検討会（参加者3名）</p> <p>○派遣 ・当センターの学齢期後期から青年期ケース 3人</p>	
その他		

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	発達障害者の支援に関わる関係機関 (保育所、幼稚園、市町村、学校、社会福祉士、圏域マネージャー、児童発達支援センター職員 等)	
取組内容	<p>○地域の人材育成（研修事業）</p> <p><発達障害基礎研修></p> <p>自閉症スペクトラム等の特性を持つ幼児期の子どもや養育者が抱える課題に対する支援に必要な知識を学ぶ。</p> <p><発達障害専門研修></p> <p>地域の支援関係者に対して、支援の困難性やニーズの高い事例を取り上げる。</p> <p><子どもの心の総合支援研修></p> <p>子どもの心に関する様々な問題や発達障害のある人に関わる専門職員の技術向上を図る。併せて、地域の支援体制の整備や充実を図る。</p>	
令和6年度実績	<p><発達障害基礎研修></p> <p>開催① R7年2月13日（木） 参加者 48人 ※オンライン 内容 講師 上智大学言語聴覚研究センター 原 恵子 准教授 演題 子どものことばの育ち・育てる視点</p> <p>開催② R7年2月20日（木） 参加者 26人 内容 講師 上智大学言語聴覚研究センター 原 恵子 准教授 ・症例検討（学習困難事例）</p> <p><発達障害専門研修></p> <p>開催① R6年10月9日（水） 参加者 82人 ※ハイブリッド 内容 講師 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 市川 宏伸 理事長 演題 発達障害の方とのお付き合い</p> <p>開催② R6年11月1日（金） 参加者 39人 内容 講師 慶應義塾大学文学部心理学専攻 北 洋輔 准教授 演題 運動の不器用さのある子どもの理解と支援－発達性協調運動症</p> <p><子どもの心の総合支援研修>（再掲）</p> <p>開催① R6年9月18日（水） 参加者 69人 内容 講師 山梨県総合教育センター 若槻 洋貴 副主幹・指導主事 演題 学校における合理的配慮について～発達障害を中心に～</p> <p>開催② R7年1月24日（金） 参加者 98人 内容 講師 子どもの心のクリニック・テラ 反頭 智子 小児科専門医・ 小児神経専門医 演題 虐待を受けた子どもの行動特性への気づき</p>	
その他	今後も地域の人材育成のため、研修を継続して実施。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村母子保健または児童福祉主管職員 ・障害児者地域療育等支援事業所地域療育コーディネーター ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター 	
取組内容	<p>○発達支援リーダー養成研修</p> <p>(目的) 県内の発達支援体制の充実を目指して、ライフステージを通した発達障害の基礎知識や支援技術、地域連携等について学び、地域において発達支援業務の中核を担い、関係部署との連携や体制作りに貢献できる人材を育成。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本研修8回（必須） ・選択研修一人6回程度 ・概ね6か月の期間内に実施 ・座学の講師は、センター医師及びスタッフ等 ・センター業務の見学やグループ討議を組み合わせる 	
令和6年度実績	<p>○参加者16名</p> <p>○講義等数 基本研修8回+選択研修</p> <p>○実施内容（詳細は、当センター事業概要を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田中顧問（医師）、後藤所長（医師）、金重次長（医師）、当センタースタッフが講師となった。 ・見学研修については、当センタースタッフ全員で受け入れた。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年度も開催し、地域でリーダー的に支援を担える人材を増やしていく。 ・人材育成とともに、人材が活用できる仕組み作りの検討も行っていく。 ・R7年度は新たに、過去の研修受講者を対象としたフォローアップ研修を予定。 	

③地域との取組

内 容		備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	市町村等	
取組内容	<p>○市町村の人材育成とプログラム開発</p> <p><幼児集団療育事業></p> <p>当センターが行う幼児集団療育に市町村保健師等が見学参加し、必要に応じ関係者カンファレンス等も行って、市町村におけるプログラム開発を支援。</p> <p><ペアレントサポートプログラム></p> <p>発達障害児を抱える親のためのサポートプログラムを開発するための情報提供とプログラム参加。</p> <p><家族支援研修></p> <p>身近で家族支援にあたる市町村職員等が、家族支援に必要な知識・技術を獲得、向上するための講義。</p>	
令和6年度実績	<p><幼児集団療育事業></p> <p>「ころころグループ」、「わくわくグループ」の2プログラムを実施。市町村職員等延べ11機関12人が参加。</p> <p><ペアレントサポートプログラム></p> <p>6月、7月、9月に1回ずつ計3回実施。</p> <p>参加者(人)</p> <p>6月 保健師8 助産師1 社会福祉士1 7月 保健師5 支援員1 教員2 9月 保健師3 助産師1 教員4</p> <p><家族支援研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 R6年9月4日（水） ・内容 自立のために大切なこと～家族支援のキーワード～ ・講師 ハーティック研究所 所長 高山恵子氏 ・参加者 17名 	
その他	今後も市町村等身近で支援に関わる人材育成は重要。積極的に支援していく。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	総合教育センター	
取組内容	<p>○総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会 (目的・内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の健康や発達障害に関する問題に的確に対応するため、事例について共通理解を図り学校や家庭での支援に生かす。 ・医療、福祉、教育の連携を図り、情報交換や学習会等を通して得られたことを業務に生かす。 ・業務内容や支援、教材教具の活用等について、情報共有。 	
令和6年度実績	<p>○総合教育センター相談支援センターとの相談支援連絡会 年4回開催。(5月、7月、10月、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務紹介、連携パスについて ・特別支援教育の就学制度、通級での具体的な支援について ・当セにおける待機期間短縮化に向けた取り組みについて ・年度のまとめ、令和7年度の計画について 	
その他	総合教育センターとの相談支援連絡会については、R7年度も4回の開催を予定。機関連携を強化していく。	

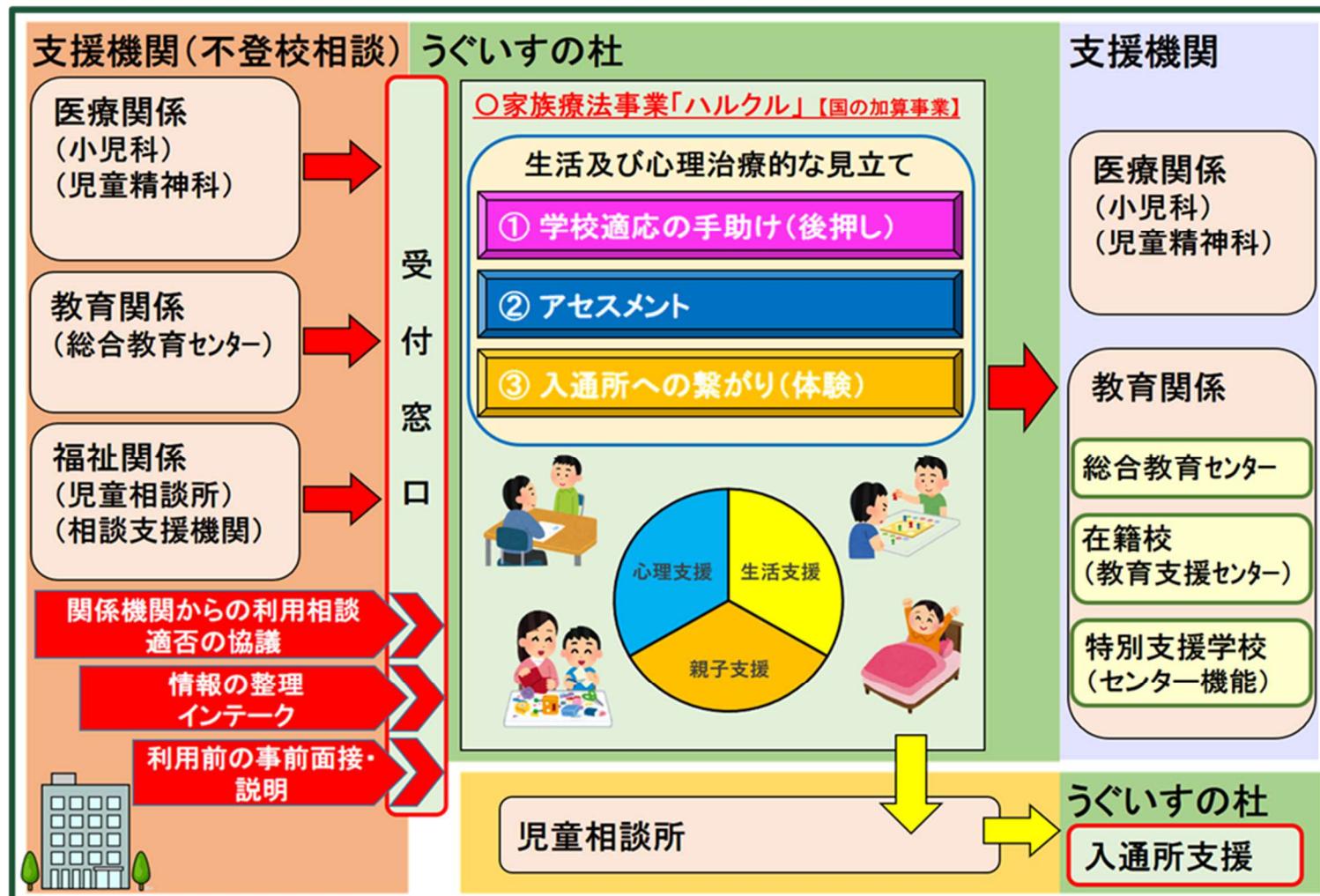
③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	山梨労働局 山梨障害者職業センター 障がい者就業・生活支援センター 若者サポートステーション 公共職業安定所 山梨県立就業支援センター 等 関係機関	
取組内容	○発達障害者就労支援研修 就労関係機関に対し、就労支援の取組等について講義	
令和6年度実績	○発達障害者就労支援研修 ・開催 R6年12月26日（木） ・講義 発達障害児者に対する自立支援 ～子どもの育ちから就労支援について考える～ ・講師 福）子育ち・発達の里ネストplus コミュニティサポート・開発センター 中嶋 彩 氏	
その他	今後も就労支援機関との一層の連携を図り、支援強化に努めていく。	

子ども心理治療センターうぐいすの杜 地域連携による取り組み内容

家族療法事業「ハルクル」

支援機関からのご紹介を受け、何らかの理由で学校に行けない、もしくは行きにくい状況になっているお子さんを対象に日中の活動を通して活力や自信を養うことを目的とした短期間の家族療法事業「ハルクル」を実施しています。



③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・中央児童相談所 ・都留児童相談所 ・こころの発達総合支援センター ・あけぼの医療福祉センター ・精神保健福祉センター ・総合教育センター ・甲府共立病院 ・HANAZONOホスピタル ・子どもの心のクリニック・テラ ・子ども家庭支援センター・テラ ・ネストやまなし 	
取組内容	<p>○家族療法事業「ハルクル」</p> <p>①事業説明、連絡調整</p> <p>　年度当初、各機関へ連絡、資料配布を行い、事業の周知を図る。</p> <p>第1～第3クールごと、全関係機関と連絡を取り、対象児童有無の確認を行う。紹介ケースがある場合は、情報共有を行う。</p> <p>②家族療法事業に関するケース会議</p> <p>　対象児童についての事前・事後の情報共有を行う。</p> <p>③家族療法事業によるケース支援</p> <p>　各機関より紹介のあった不登校等児童とその保護者に対し、個別セラピー・保護者支援を中心とした治療プログラムを行う。</p> <p>④入所児童への支援</p> <p>　家族あるいは家庭生活に対する支援が必要な児童に対して、集団活動支援等を行う。</p>	
令和6年度実績	<p>① 11機関へ電話連絡を取り（必要に応じて訪問をし）、メールや郵送にて資料配布を行い、引き続きの連携を依頼した。</p> <p>② こころの発達総合支援センター 3ケース×2回 あけぼの医療福祉センター 4ケース×2回 子どもの心のクリニック・テラ 1ケース×2回 HANAZONOホスピタル 1ケース×2回 中央児童相談所 1ケース×2回</p> <p>③ 計11家族（延べ支援数96回）</p> <p>④ 入所児童5名（延べ支援数66回）</p> <p>③+④=162支援</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や紹介先の希望により、隨時紹介先機関や児童相談所、学校等と連絡を取っている。 ・当所への通所／入所へ移行するケースについては別途意見書を作成している。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	児童養護施設（前措置施設、移行先施設）、児童相談所、医療機関、市町村、移行先地域の学校、うぐいすの杜学園、行政機関等	
取組内容	<p>○アフターフォロー、アフターフォロー連携</p> <p>退所児童に対し、1年間アフターフォローとして定期的にセンターに来所してもらい、退所後の状況確認、相談対応を行う。また、退所児童の移行先施設への訪問や面接、復学・転学・入学先の学校との連携、支援機関とのカンファレンスや情報交換を随時実施し、退所後の地域生活での支援体制を構築し、切れ目のない支援を行っている。</p>	
令和6年度実績	<p>○実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフターフォロー：49回 〔4月：3回、5月：4回、6月：4回、7月：5回、8月：1回、9月：6回、10月：4回、11月：5回、12月：2回、1月：4回、2月：3回、3月：8回〕 ・アフターフォロー連携：66回 〔児童相談所：9回、うぐいすの杜学園：11回、医療機関：1回、福祉機関：44回、行政機関：1回〕 	
その他	令和7年度においても継続して退所児童へのアフターフォロー、関係機関へのアフターフォロー連携を実施していく。	

目的

- 就学前、小中学校、高等学校において、教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、教育上の専門性を生かしながら支援していく。

転学に係る支援

- ・転入学相談者に係る支援
- ・転出者に係る支援(転出後3年間)



教育相談・学校見学

- (内容) 本校の概要 特別支援教育について
関係機関との連携 など
(方法) 来校していただいたりの相談
電話 メール など



うぐいすの杜学園
センター的機能

訪問・研修支援

- (内容) 心因性の疾患及び発達障害の二次障害に
係る支援についての相談支援



(対象地域) 甲府市・笛吹市・甲州市・山梨市
甲斐市・中央市・昭和町



連携会議

病弱専門部特別支援連携会議の共同運営

- ・甲府市地域自立支援協議会 等



主な連携先：市町村教育委員会 小学校・中学校・高等学校・関連特別支援学校 等

③地域との取組

		内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園		
連携先	市町村教育委員会 小学校・中学校・高等学校 等		
取組内容	<p>○特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前、小中学校、高等学校において、教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、教育上の専門性を生かしながら支援していく。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①転学・卒業に係る支援 <ul style="list-style-type: none"> ・転入学についての相談支援 ・転出児童生徒に係る支援（転出後3年間） ②教育相談・学校見学 <ul style="list-style-type: none"> ・来校していただいての相談及び見学 ・電話による相談 ③訪問・研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本校の概要説明及び病弱教育に関する研修 ④連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・病弱専門部特別支援連携会議の共同運営 		
令和6年度実績	<p>○転学・卒業に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転学及び進学関係資料、学習指導や支援についての参考となる資料の受領及び送付 ・ケース会議等による実態及び支援の確認 対象 3名 延べ5回 ・転出後の追支援（転出先との情報共有および相談） 対象 11名 電話確認 4回/年 訪問 4回/年 <p>○教育相談・学校見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生関係（保護者・本人・教員） 3回 ・中学生関係（保護者・本人・教員） 3回 ・電話相談 12回 <p>○訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 3校 3回 ・中学校 2校 5回 <p>○研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研修会議（4月25日） ・田富北小学校 校内研修会（8月20日） ・センターの機能発揮に係る指定地域対象学習会（8月21日） ・中巨摩地区教育研究会（11月6日） ・甘利小学校 校内研修会（12月18日） <p>○連携会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱専門部特別支援連携会議 4回 		
その他			

④職員の地域での活動状況等

- ・子どものこころサポートプラザセンター長
- ・中央児童相談所
- ・こころの発達総合支援センター
- ・子ども心理治療センターうぐいすの杜
- ・特別支援学校うぐいすの杜学園

業績(令和 6 年度:令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)－相原正男

1. 社会活動

- 1) 相原正男. コミュニティースクール(CS)運営協議会. 令和 6 年 5 月 20 日, 山梨南中学校, 山梨市.
- 2) 相原正男 子どものこころサポートプラザ紹介. 埼玉県伊奈町家庭児童福祉部会. 令和 6 年 5 月 30 日, 甲府市.
- 3) 相原正男. スーパーサイансハイスクール(SSH)運営指導委員会. 令和 6 年 6 月 3 日, 山梨県立日川高等学校, 山梨市.
- 4) 相原正男. CS 運営協議会. 令和 6 年 7 月 17 日, 山梨南中学校, 山梨市.
- 5) 相原正男. 山梨県子ども・子育て会議. 令和 6 年 7 月 23 日, 甲府市.
- 6) 相原正男. 山梨県子ども・子育て会議. 令和 6 年 9 月 18 日, 甲府市.
- 7) 相原正男. SSH 運営指導委員会. 令和 6 年 12 月 2 日, 山梨県立日川高等学校, 山梨市.
- 8) 相原正男. CS 運営協議会. 令和 6 年 12 月 13 日, 山梨南中学校, 山梨市.
- 9) 相原正男. 山梨県子ども・子育て会議. 令和 6 年 12 月 17 日, 甲府市.
- 10) 相原正男. 山梨県社会福祉研究会(講評). 令和 7 年 1 月 27 日, 甲府市.
- 11) 相原正男. SSH 研究発表会(講評). 令和 7 年 3 月 11 日, 山梨県立日川高等学校, 山梨市.

2. 教育活動

- 1) 相原正男. 発達障害－医療・福祉・保健の視点から－. 山梨大学医学部医学科講義. 令和 6 年 5 月 8 日, 山梨大学医学部, 中央市.
- 2) 相原正男. 知的発達症. 都留文科大学教養学部学校教育学科講義. 令和 6 年 6 月 7 日, 都留文科大学, 都留市.
- 3) 相原正男. 脳科学よりみた心. SSH 講義. 令和 6 年 9 月 12 日, 山梨県立日川高等学校, 山梨市.
- 4) 相原正男. 健康危機: 子どもの発達を支援する－逆境的小児期体験の長期的影响を考慮した関わり－. 山梨大学医学部看護学学科系統講義. 令和 6 年 11 月 8 日, 山梨大学医学部, 中央市.

3. 講演活動

- 1) 相原正男. ニューロダイバーシティ. 山梨県庁勉強会(知事レク). 令和 6 年 5 月 20 日, 甲府市(県庁別館正庁).
- 2) 相原正男. 子どものこころを育む－子どもの多様性を理解して支援する－. 子どものこころサポートプラザ連携推進学習会. 令和 6 年 6 月 6 日, 甲府市.

- 3) 相原正男. 子供の発達を支援するー愛着形成と脳の多様性を理解するー. 中北地域教育推進連絡協議会研修会. 令和 6 年 6 月 27 日, 甲斐市.
- 4) 相原正男. 発達障害とニューロダイバーシティ. 峠北地区教育支援推進委員会. 令和 6 年 7 月 4 日, 莩崎市.
- 5) 相原正男. 対人援助職で大切なこと. うぐいすの杜学園校内研修会. 令和 6 年 7 月 23 日、甲府市.
- 6) 相原正男. 子どもの発達を多職種で支援する. 山梨県管理職・校長等研修会. 令和 6 年 7 月 31 日、大月市.
- 7) 相原正男. 子どもの発達を支援するー脳の多様性を理解した関わりー. センターの機能の発揮に係わる指定地域対象学習会. うぐいすの杜学園、令和 6 年 8 月 21 日、甲府市.
- 8) 相原正男. 子どもが未来に向かうための力とはー対人支援者にとって大切なことー. 第 67 回山梨県愛育大会. 令和 6 年 10 月 16 日, 甲府市.
- 9) 相原正男. 子どもが未来に向かう力とは?ー非認知能力とニューロダイバーシティ. 心の発達総合支援センター・山梨県福祉職交流研修会. 令和 6 年 12 月 12 日, 甲府市.
- 10) 相原正男. 子どもが未来に向かうための力とは?ーアタッチメントと非認知能力ー. こどもあした福祉会研修会. 令和 7 年 1 月 18 日、甲府市.
- 11) 相原正男. 対人支援職で大切なこと. 令和 7 年 3 月 1 日, 山梨県きずな会(里親支援)研修会, 甲斐市.

4. 論文業績

- 1) 相原正男、相原悠. 第 2 章 知的発達症 原因、病態生理に関する研究. 本田秀夫 編. 講座 精神疾患の臨床: 神経発達症群. 中山書店. pp188-196, 2024.
- 2) 相原正男. 医学的解説. 武田克彦、山下光、編. 神経心理検査ベーシック 改訂 2 版. 中外医学. pp306-324, 2024.
- 3) 相原正男. 教育講演: 神経発達症とニューロダイバーシティーー神経発達症の臨床と基礎研究における認知神経科学の意義とその展望ー. 認知神経科学 26 81-89. 2025.

5. マスメディア

- 1) 相原正男, 後藤裕介. 山梨県 子どものこころサポートプラザ: 子どもの心のケアに係る総合拠点とは. Linkiids 99. pp25-28, 2025.
- 2) 相原正男. アタッチメントが育む, 未来を生きる力. 南アルプス市子育てハンドブック. pp82, 2025.
- 3) 相原正男. 不登校 多職種連携探る(企画・運営). 第 41 回日本小児神経学会山梨小児神経懇話会(中央市). 山梨日日新聞 2025 年 1 月 26 日.

1. 講演活動(研修支援)

- 1) 高山学「特に配慮を必要とする子どもの理解」放課後児童支援員認定資格研修
令和6年10月10日
- 2) 高山学「山梨県の児童虐待の現状と教育現場の役割について」
生徒指導主事連絡協議会 令和6年11月12日
- 3) 中込多恵子「児童相談所の子ども支援」チャイルドラインやまなし公開講座
令和6年12月7日
- 4) 戸田悠介「養育里親研修」
里親登録希望者登録前研修 令和6年5月24日、7月5日、10月18日
里親更新研修 令和6年7月27日、11月16日
- 5) 安留昭人「措置延長等自立にかかる制度について」
フォスター・アーリング・キズナ会合同研修会 令和6年8月23日
- 6) 安留昭人「パーマネンシー保障について」
日本子ども家庭福祉学会第25回全国大会シンポジウム 令和6年6月29日
- 7) 安留昭人「山梨県中央児童相談所におけるパーマネンシー保障の実現に向けた取り組みについて」 子ども家庭養育推進官民協議会 令和6年10月22日
- 8) 安留昭人「千葉県児童福祉専門職員研修」 令和7年2月3日

1. フィールドワーク

- 1) 後藤裕介. 山梨県インクルーシブ教育システム推進連携会議
- 2) 後藤裕介. 山梨県インクルーシブ教育システム推進連携会議ワーキング委員
- 3) 後藤裕介. 山梨県インクルーシブ教育推進事業に係る病弱連携特別支援連携会議
- 4) 後藤裕介. 山梨県教育支援委員会
- 5) 後藤裕介. 甲府市教育支援委員会
- 6) 後藤裕介. 山梨県子育て支援局被災時における発達障害児(者)支援マニュアル検討会
- 7) 後藤裕介. 山梨県予防のための子どもの死亡検証対整備事業 CDR 他機関検証委員会
- 8) 後藤裕介. 山梨県精神保健協会理事
- 9) 後藤裕介. 中央児童相談所保健衛生委員
- 10) 後藤裕介. 医療と児相の連絡協議会
- 11) 後藤裕介. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校医
- 12) 後藤裕介. 病弱教育研究会全国大会実行委員会副実行委員長
(令和7年8月25、26日開催)
- 13) 後藤裕介. 山梨英和大学非常勤講師

2. 教育講演・一般講演

- 1) 後藤裕介. 神経発達症の相談支援・診療の待機期間短縮化にむけた取り組み～地域連携を中心～. 長野県小児科医会講演会. 令和6年5月19日. 長野県安曇野市
- 2) 後藤裕介. てんかん発作！その時どうする？. 山梨県インクルーシブ教育推進事業に係る病弱連携特別支援連携会議研修会. 令和6年6月14日. 甲府市
- 3) 後藤裕介. 子どもの発達と脳のはなし. 中巨摩支部三者合同学習会. 令和6年7月6日. 南アルプス市
- 4) 後藤裕介. 起立性調節障害. 山梨県総合教育センター相談支援センター 教育相談研修会. 令和6年7月25日. 笛吹市
- 5) 後藤裕介. 神経発達症の相談支援・診療の待機期間短縮化にむけた取り組み～地域連携を中心～. 新潟県凸凹の会講演会. 令和6年7月26日. 新潟県新潟市
- 6) 後藤裕介. 白書教育のつどい YAMANASHI2024 パネルディスカッション「子どもの声を聴く」. 山梨県高等学校・障害児学校教職員組合. 令和6年11月17日. 甲斐市

3. 学会発表・活動

- 1) 後藤裕介. 就学前後の発達障害の支援について. 山梨県小児科医会学術講演会(共催:日本小児科学会山梨地方会). 令和6年10月2日. 甲府市

- 2) 後藤裕介. 子どもの発達特性/発達障害. 日本小児科学会山梨地方会 子どもの健康週間(共催:こころの発達総合支援センター). 令和6年10月19日. 甲斐市
- 3) 後藤裕介. 不登校生徒に対する多職種連携(講演会座長). 山梨県小児神経懇話会. 令和7年1月25日. 中央市
- 4) 後藤裕介. 日本小児神経学会評議員(社会活動委員会、災害対策委員会)

4. 論文

- 1) 後藤裕介. 子どもの「困る行動」を考える～発達障害の診療を通じて～. 2024 山梨の子ども白書 特集「子どもの声を聴く」. 山梨の子ども白書編集委員会.

5. マスコミ

- 1) 後藤裕介. メディカルテラス「起立性調節障害 どんな病気？」. 山梨日日新聞. 令和6年8月6日
- 2) 後藤裕介. 「不登校になった子どもの心と体では何が起きているのか？」. YBS ラジオはみだししゃべくりラジオキックス特別企画「不登校」. 令和6年9月27日
- 3) 後藤裕介. 「山梨県子どものこころサポートプラザ 子どものこころのケアに係る総合拠点とは？」. リンキッズやまなし;Jan. 2025. Vol.99.

1. フィールドワーク

- 1) 金重紅美子. 山梨県立学校いじめ問題対策委員会 委員
- 2) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業に係る病弱専門部特別支援連携協議会
助言者
- 3) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業 相談支援チーム専門家チーム会議委員
- 4) 金重紅美子. 山梨県障害者自立支援協議会 強度行動障害部会 委員
- 5) 金重紅美子. 山梨県子育て支援局倫理審査委員会 委員
- 6) 金重紅美子. 「被災時における発達障害児(者)支援マニュアル」検討委員会 委員

2. 講演活動

- 1) 金重紅美子. 「精神科的な問題を抱えた子どもと養育者への支援」 山梨県立富士見支
援学校病理研修会
- 2) 金重紅美子. 「精神科的な問題を抱える子どもの理解と対応」 インクルーシブ教育推進
事業に係る第1回病弱専門部特別支援連携会議
- 3) 金重紅美子. 「発達性トラウマ障害」 山梨県立甲陽学園職員研修会
- 4) 金重紅美子. 「就学前のこころの発達」 日本小児科学会山梨地方会子どもの健康週間
市民公開講座
- 5) 金重紅美子. 「子ども虐待とその影響」 山梨県看護協会研修会
- 6) 金重紅美子. 「医療との連携」 山梨県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
- 7) 金重紅美子. 「強度行動障害の理解」 甲府市内グループホーム研修会

1. フィールドワーク

- 1) 中島理美. 山梨県スクールソーシャルワーカー活用事業運営会議 委員
- 2) 中島理美. 地域連携子どもと親と教職員のための教育相談事業連絡会議 委員

2. 講演活動

- 1) 田中南.「大人の発達障害～自分や周囲を支えるために～」山梨県生涯学習推進センター(現代的課題講座)
- 2) 宮澤直.「SC とここセンとの連携について」山梨県臨床心理士会学校臨床心理士委員会(こころの発達総合支援センターとの連携に関する講演会)
- 3) 弘田恭子.「発達障害者(児)の特徴と被害者支援～発達障害の基本的理解と対応～」公益社団法人被害者支援センターやまなし(ボランティア支援員養成講座)
- 4) 弘田恭子.「相談支援専門員と医療分野との連携について考える」社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団 甲府市障害者基幹相談支援センターりんく(甲府市相談支援事業所学習会)
- 5) 山寺秀美.「子どもの発達支援と愛着形成」都留市教育協議会(保健研究会)

3. 学会発表・活動

- 1) 弘田恭子、山寺秀美、堀内由佳、向山貴美子、鷹野美樹、渡辺尚美、赤松真未、高室華蓮、金重紅美子、後藤裕介.「発達障害児支援における市町村の現状と当センターにおける支援体制の方向性の検討」山梨県社会福祉研究発表会
- 2) 早川弘晃、山寺秀美、高室華蓮、後藤裕介.「こころの発達総合支援センターにおける過去5年間の新規相談者に変遷に係る検討」山梨県公衆衛生研究発表会(誌上発表)

1. フィールドワーク

- 1) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校評議員
- 2) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校医
- 3) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園衛生管理医
- 4) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園安全衛生委員
- 5) 上村拓治. やまなし社会的養育推進計画策定委員
- 6) 上村拓治. 災害時における発達障害児(者)支援マニュアル検討委員
- 7) 上村拓治. インクルーシブ教育システム推進連携会議ワーキンググループ委員
- 8) 上村拓治. 山梨県災害派遣精神医療チーム(山梨 DPAT)
- 9) 上村拓治. 山梨大学大学院総合研究部医学域 精神神経医学講座 医学研究員
- 10) 上村拓治. 山梨大学大学院総合研究部医学域 精神神経医学講座 非常勤講師
- 11) 上村拓治. 全国児童心理治療施設協議会 調査研究委員会委員
- 12) 上村拓治. 山梨県子育て支援局倫理審査委員会委員
- 13) 中込健悟. 社会福祉法人藤実会 ともしび福祉作業所 理事

2. 研修会・講義

- 1) 上村拓治. 教職員のメンタルヘルスについて. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園校内研修. 講師 令和6年6月25日 山梨県うぐいすの杜学園(甲府市)
- 2) 上村拓治. 生きづらさを感じている児童生徒の対応. 学校保健ステップアップ支援事業地域事例検討研修会. 講師 令和6年8月7日 山梨県青少年センター(甲府市)
- 3) 上村拓治. 医療と福祉と教育の連携. 第8回山梨県相談支援センター研修会. 講師 令和6年8月28日 山梨県総合教育センター(笛吹市)
- 4) 上村拓治. 思春期にみられる精神疾患. 第10回山梨県相談支援センター研修会. 講師 令和6年9月17日 山梨県総合教育センター(笛吹市)
- 5) 上村拓治. 児童思春期における精神科薬物療法について. 山梨県臨床心理士会主催研修会. 講師 令和6年10月22日 社会的養育機関エール会議室(甲斐市)
- 6) 上村拓治. 神経症性障害II・摂食障害. 山梨大学医学部講義(テュートリアル・コース6 神経/筋/精神)令和6年5月7日 山梨大学医学部臨床小講堂(中央市)

3. 学会発表・活動

- 1) 上村拓治. 家族療法事業－ハルクルーを通した不登校支援と施設間連携. 第41

回 日本小児神経学会 山梨小児神経懇話会. 令和 7 年 1 月 25 日. 山梨大学医学部臨床大講堂(中央市)

- 2) 赤松拓、浅川理恵、大木ひかり、片山みさ、後藤圭、深澤あずさ、芦澤孝太、中嶋真人、蘿原和子、中込健悟、上村拓治.「心理治療担当者からみた児童心理治療施設におけるグループセラピーの意義と効果について」 山梨県公衆衛生研究発表会.
- 3) 赤松拓、浅川理恵、大木ひかり、片山みさ、後藤圭、深澤あずさ、芦澤孝太、中嶋真人、蘿原和子、中込健悟、上村拓治.「心理治療担当者からみた児童心理治療施設におけるグループセラピーの意義と効果について」 山梨県社会福祉研究発表会.
- 4) 深尾英吾、片山みさ、渡邊駿、布施直子、山田千恵子、赤松拓、長坂みか子、蘿原和子、中込健悟、上村拓治.「性(生)教育に関する文献レビューとうぐいすの杜における取り組み」 山梨県社会福祉研究発表会.

4. 社会活動

- 1) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校評議員 令和 6 年 6 月 20 日、11 月 14 日、令和 7 年 2 月 13 日
- 2) 上村拓治. 令和 6 年度巡回健康相談 令和 6 年 12 月 18 日(甲府市)
- 3) 上村拓治. やまなし社会的養育推進計画策定委員 令和 6 年 8 月 23 日、11 月 1 日、令和 7 年 2 月 7 日(甲府市)
- 4) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園安全衛生委員 令和 7 年 2 月 4 日
- 5) 山梨県こどもの発達を考える医療連携会議 令和 6 年 7 月 10 日、9 月 4 日、11 月 13 日、令和 7 年 1 月 8 日(甲府市)
- 6) 上村拓治. 災害時における発達障害児(者)支援マニュアル検討委員 令和 6 年 12 月 17 日 (甲府市)
- 7) 上村拓治. インクルーシブ教育システム推進連携会議ワーキンググループ 令和 6 年 7 月 4 日、8 月 29 日、11 月 8 日(甲府市)

1. 本校の紹介

1) 田住 真美

～山梨県特別支援学校特別支援教育コーディネーター対象学校説明会
令和6年4月30日

2) 深澤 秀二

～初任者研修「特別支援教育理解」研修会
令和6年5月24日

2. 研修支援

1) 田住 真美

「うぐいすの杜学園の概要及びプラザ内各機関との連携について」
第1回特別支援教育コーディネーター研修会議 令和6年4月25日

2) 田住 真美・菊池 恵

「困難さを抱えた児童へのかかわりと支援の工夫」
田富北小学校 校内研究会 令和6年8月20日

3) 田住 真美・伊波 美恵・菊池 恵

「本校の教育実践の紹介」
センター的機能發揮に係る指定地域学習会 令和6年8月21日

4) 田住 真美・伊波 美恵

「うぐいすの杜学園の概要及び複数の児童生徒の指導。自立活動、小中連携」
中巨摩地区教育研究会 研修会 令和6年11月6日

5) 寺西 修

「感覚統合療法～感覚統合理論から見た子どもの理解と支援～」
韮崎市立甘利小学校 令和6年12月18日

6) 田住 真美

「センター的機能の発揮事例から見える課題」
病弱連携推進会議 令和7年2月19日

⑤施設見学対応

事業主体	中央児童相談所（窓口）				
連携先	こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜 特別支援学校うぐいすの杜学園				
取組内容	<p>○子どものこころサポートプラザの施設見学</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設運営に関係し、見学を希望する団体等に、サポートプラザの業務説明及び施設見学を実施する。 <p>(実施方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所（次長）が窓口となり、サポートプラザ内4施設と日程等の連絡調整を行い、事業概要の説明、施設の見学を行う。 				
令和6年度 実績	日時	団体	見学者	人数	見学施設
	5月20日	山梨大学医学部	医学部6年生	3	全施設
	5月30日	埼玉県伊奈町民生委員	児童福祉部会	20	全施設
	5月31日	山梨県立大学	学生	7	中児 うぐいすの杜
	7月19日	松本市立岡田小学校、女鳥羽中学校朝日分校、松本心理治療センター	教員、職員	15	うぐいすの杜 学園
	7月31日	日下部警察署 警察署運営協議会	委員	6	中児
	8月9日	県庁インターンシップ見学・業務説明	希望者	9	全施設
	8月29日	山梨英和大学	学生	12	中児
	9月12日	甲斐市民生委員児童委員 (双葉地区)	民生員児童委員	8	中児 うぐいすの杜 学園
	9月30日	山梨県立大学	学生	7	中児
	10月11日	峡北地区教育支援協議会・推進委員会	教育委員	25	全施設
	12月26日	県庁しごと紹介セミナー	希望者	9	中児 こころの発達 センター うぐいすの杜
	1月28日	県議会教育厚生委員会視察	県議会議員	8	全施設